

「出納・手形交換・でんさい実践コース」追補資料

本資料は特に断らない限り、2023年1月10日時点における情報等に基づいて記述されています。

株式会社きんざい 教育研修事業部（編）

標記講座のテキストにつきまして、下記のとおり内容を追補いたします。

記

第2分冊

手形・小切手機能の「全面的な電子化」を最終目標とした取組みを強化するために、手形・小切手等の現物交換を要する従来の手形交換所に代わり、イメージデータの送受信により決済を可能とする「電子交換所」が設立され、2022年11月4日より交換決済が開始されました。

I 手形交換制度の概要

1 電子交換所とは

電子交換所とは、一般社団法人全国銀行協会の定款に基づき、同協会が設置、運営する手形交換所です。

従来の手形交換においては、紙の手形・小切手の振出があった際に人手を介して搬送していましたが、電子交換所では、お客さまから手形・小切手の取立依頼を受けた金融機関が、その手形・小切手のイメージデータを作成して金融機関間で送受信し、決済を行います。

電子交換所の組織および業務の方法について定めた電子交換所規則は、手形・小切手等の簡易、円滑な取立を可能にし、併せて信用取引の秩序維持を図ることを目的としています。

2 電子交換所の制度・手続の概要

① 参加銀行、加盟銀行、決済委託銀行、客員、決済受託銀行

電子交換所の事業に参加する者を「参加銀行」といいます。この参加銀行は、(a) 日本銀行本店における当座勘定において、交換尻決済を行う「加盟銀行」、(b) 加盟銀行に交換尻を委託する「決済委託銀行」、(c) 「客員(日本銀行)」からなります。

また、加盟銀行のうち、決済委託銀行の委託を受けた者を「決済受託銀行」といいます。

② 交換証券

電子交換所の交換証券は次のとおりです。

i	他の参加銀行を支払銀行とする約束手形、為替手形、小切手
ii	他の参加銀行を支払銀行とする配当金領収証その他の金額の確定した証券で取立銀行(持出銀行)が領収すべき権利が明らかな証券のうち、以下のa~eを除く証券
	a 日本銀行小切手
	b 合衆国関係小切手
	c 国債証券および利札
	d 国債元利支払金領収書・国際元利金受払報告表および同領収書
e 国庫金送金通知書	
iii	参加銀行における行内交換手形

③ 持出業務

参加銀行は、電子交換所システムに証券イメージを登録(持出)します。

電子交換所における手形の持出手続の時限は、原則として交換日の前営業日までとなっていますが、交換日の前営業日までの持出が困難な場合は、交換日当日の午前8時30分まで持出を行うことができます。また、持帰銀行の承認が得られた場合に限り、交換日当日午前9時30分まで持出を行うことができます。

④ 持帰業務

参加銀行は、電子交換所システムに登録された自行宛の手形(以下「持帰手形」という。)について、証券イメージおよび証券データを確認(持帰)し、取引先の当座勘定にある支払資金を引き落として決済します。このとき、持帰手形の証券イメージが不鮮明であって手形要件等の確認または印鑑照合を行うことができない等の理由により、支払に応じることができない場合、持出銀行に対して、手形要件等が確認可能な証券イメージを提出するよう求めることができます。

⑤ 不渡返還

参加銀行は、持帰手形のうち支払に応じがたい不渡手形について、交換日の翌営業日午前11時まで電子交換所システムに登録を行い、交換日の翌営業日の交換戻決済において、不渡手形に係る代り金を受け取ります。

持出銀行は、不渡返還の対象となった手形について、不渡事由を記載した不渡付箋を電子交換所に代わり貼付します。

⑥ 交換戻決済

電子交換所は、受取総額(持出手形)と支払総額(持帰手形)の差額(交換戻)を算出した交換戻振替請求データを作成し、これに基づき日本銀行は各銀行の当座預金に入金(交換戻が受取勘定になった銀行。交換勝ち)または引落し(交換戻が支払勘定になった銀行。交換負け)をすることによって決済が行われます。

II 業務への主な影響

1 持出業務

- ・交換印の押捺がなくなります。
- ・マイクロフィルムで実施していた持出手形の記録が不要となります。
- ・交換添表等の持出に関する帳票の作成が不要となります。

2 持帰業務

- ・不渡については不渡情報登録にて行い、不渡付箋の貼付・不渡届出の作成が不要となります。

第3分冊

株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称「でんさいネット」)は、手形・小切手機能の全面的な電子化に向け、2023年1月10日にでんさいサービスの機能改善を行いました。

■でんさいサービスの機能改善の概要

今回行われたでんさいサービスの機能改善は以下の2点です。

なお、いずれも記録請求者の窓口金融機関が対応している場合に限り適用されます。

I 記録請求の制限期間の短縮(Q26 関係)

従来、債務者請求方式における記録請求は「支払期日の7銀行営業日前の日まで」と制限されていましたが、今回の機能改善により最短で「支払期日の3銀行営業日前の日まで」に短縮されました。これにより、「支払期日の3銀行営業日前の日まで」を記録日とする発生記録請求(債務者請求方式)と譲渡記録請求が可能となりました。ただし、この場合、発生記録の債権者による単独取消と譲渡記録の譲受人による単独取消が可能な期間は「支払期日の3銀行営業日前の日まで」となります。

また、これにより、「記録日」から「支払期日の3銀行営業日前の日まで」の期間が「5銀行営業日」に満たない場合、単独取消期間は「記録日」から「支払期日の3銀行営業日前の日まで」となります。

なお、債権者請求方式による発生記録請求の制限は、これまでどおり「支払期日の7銀行営業日前の日まで」です。

II 債権金額の下限の引下げ(Q19 関係)

従来、でんさいを発生させる際の債権金額は最低「1万円以上」でしたが、下限が引下げられ、最低「1円以上」になりました。これに伴い、でんさいの分割譲渡において、譲渡対象となる子債権の債権金額を1万円未満にすることも可能となりました。

ただし、機能改善に対応していない参加金融機関で利用する場合には、従来どおり債権金額は最低「1万円以上」であるため、分割譲渡における子債権の債権金額を1万円未満とすることはできません。

以上